

議員発案第3号

寒冷地手当の「見直し」を行わず地方交付税の充実を求める意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成16年6月24日

提出者 加茂市議会議員 樋口 浩二

賛成者 同 安田 憲喜

同 同 安中 弘

同 同 茂岡 明与司

同 同 関 龍雄

同 同 星野 昭吾

同 同 今井 詔一

平成16年7月1日

加茂市議会議長 樋口 博務

## 寒冷地手当の「見直し」を行わず地方交付税の充実を求める意見書

人事院は、本年度の勧告で寒冷地手当の抜本見直しを行う方針を固め、4月19日には寒冷地手当の支給対象地域の見直し案を明らかにしました。しかし、この見直し案は、寒冷積雪地の生活実態や地域の実情を全く顧みないものであるばかりか、寒冷地手当制度の意義さえ否定するものであります。

寒冷地手当は、寒冷積雪地に働き、生活するものにとって欠くことができないものです。しかも、支給対象者が公務員労働者だけでなく、多くの民間企業労働者、農協など団体職員、政府・地方自治体関連職員など多数が準拠しており、見直しの影響は計り知れないものがあります。

さらに、この見直しによって地域経済にも大きな打撃を与えることは必至です。地域経済は長引く不況により疲弊しており、寒冷地手当の見直しによる消費縮小が地域経済のさらなる悪化に結びつくことが懸念されます。

また、寒冷積雪地域には、産業や生活の基礎条件を改善するための豪雪地特別措置や小中高校費、生活保護費などの地方財政計画の寒冷補正措置が取られていますが、これらも切り捨てられるおそれがあります。

こうした趣旨から、下記のとおり寒冷地手当制度を維持するよう強く要請します。

### 記

1. 平成16年度人事院勧告にあたって、寒冷地手当制度の改悪を行わないこと。
2. 地方交付税の寒冷補正の削減を行わないこと。
3. 生活保護費の冬季加算を引き下げないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成16年7月1日

加茂市議会議長 樋口博務

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
人事院総裁  
様

議員発案第4号

公的年金制度の抜本的改革を求める意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成16年6月28日

提出者	加茂市議会議員	安中弘
賛成者	同	田沢弘一
	同	安中利男
	同	山田義栄
	同	大関勝正
	同	安田憲喜
	同	関龍雄

平成16年7月1日

加茂市議会議長 樋口博務

## 公的年金制度の抜本的改革を求める意見書

年金は、国民の高齢期などの生活を支える重要な制度であり、国民の最大の関心事項であります。

現在の年金制度が抱える問題点、そして国民が期待する年金制度のあるべき姿を勘案し、国民が信頼できる年金制度を確立するために、現行の複雑な年金制度を見直し、公平、透明でわかりやすくかつ持続可能な制度へと抜本改革することが望まれます。

よって政府におかれては、国民が高齢期において安心して暮らせる年金制度を確立するため、次の事項を行うよう強く要望いたします。

### 記

1. 現行の国民年金、厚生年金、共済年金、議員年金など複数の制度が存在し不公平感が生じている現行制度を、早急に一元化するための検討を開始すること。
2. 国民の不信を払しょくするため、社会保険庁を真に国民主体の運営に見なおし、加入漏れ、不適當な資金運用などの是正の施策を早急に講ずること。
3. 少子化など社会情勢を踏まえ、若年層も安心して加入できる仕組みを検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成16年7月1日

加茂市議会議長 樋口博務

内閣総理大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣 様  
衆議院議長  
参議院議長

議員発案第5号

30人以下学級の実現をはじめとする教育予算充実を求める意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成16年6月29日

提出者 加茂市議会議員 佐野 正三良

賛成者 同 森山 一理

同 同 中野 元栄

同 同 高橋 禧雄

同 同 樋口 浩二

同 同 星野 昭吾

同 同 今井 詔一

平成16年7月1日

加茂市議会議長 樋口 博務

### 30人以下学級の実現をはじめとする教育予算充実を求める意見書

戦後の我が国の教育は、国民の理解と関係者の努力によって著しい発展を遂げ、教育の機会均等の実現と教育水準の向上が図られてきたところである。しかし、昨今の教育界はいじめや不登校、小学校低学年からのいわゆる「学級崩壊」など、極めて憂慮すべき状況にある。これらの深刻な教育問題を解決するためにも、今、これまでの知識を教え込む一斉的、画一的な教育から、一人一人の子どもの個性を大切に、ともに学ぶ教育へと転換していくことが求められている。それには、学級規模を30人以下に縮小することをはじめ、子どもたちの学びに応じてきめ細やかな教育が可能となる教職員配置が何よりも必要である。

また、健康教育充実のための養護教諭の複数配置、地域に根ざした教育実現のための学校事務職員の全校配置をすることが求められている。さらに、学校栄養職員についても、複数の兼務校を抱えざるを得ない状況から、食に関する指導を十分行うことができていないという課題もある。本来、こうした課題解決のためには、国が適正な義務標準法を改正し、適正に教職員を配置するべきである。

国におかれては、こうした教育事情を考慮され、豊かでゆきとどいた教育を実現するため、以下のことを十分踏まえ財源措置を講ぜられるよう強く要望する。

#### 記

1. 小中学校の全学年での30人以下学級の実施を柱とする新たな「義務標準法」を策定すること。
2. いじめ・不登校、食に関する指導、健康教育の充実、地域に根ざした教育の実現などの教育課題に対応する教職員加配や子どもの発達を考慮した弾力的な教職員加配をおこなうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成16年7月1日

加茂市議会議長 樋口博務

内閣総理大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
総務大臣  
様

議員発案第6号

郵政事業の現行公社経営形態の堅持に関する意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成16年6月29日

提出者 加茂市議会議員 佐野 正三良

賛成者 同 森山 一理

同 同 中野 元栄

同 同 高橋 禧雄

同 同 樋口 浩二

同 同 星野 昭吾

同 同 今井 詔一

平成16年7月1日

加茂市議会議長 樋口 博務

## 郵政事業の現行公社経営形態の堅持に関する意見書

郵政事業は全国24,700の郵便局ネットワークを通じ、郵便・貯金・保険事業のみならず、年金支払い等、国民生活の安定向上と福祉の増進に大きく寄与している。

しかし、昨年4月の郵政公社への移行から一年、最近、特に民営化への議論が高まり、一般国民は今後の成り行きに大きな不安を禁じえない。

もし、民営化へともなれば、そのサービスは採算を重視した収益性の高い都市部に集中し、不採算地域においてはサービスの低下はもちろん、料金の格差が生じ、全国统一料金制度を維持することは極めて困難となり、地方の切り捨て・廃局は明白である。

よって、政府におかれては、郵政事業が果たしてきた役割を考慮し、今後とも現行の公社・非営利の経営形態を堅持し、分割・民営化を行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成16年7月1日

加茂市議会議長 樋口博務

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
日本郵政公社総裁  
様